

新潟県学校 ICT 環境整備推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、新潟県学校 ICT 環境整備推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、学校 ICT 環境整備の推進に向け、新潟県（以下「県」という。）と県内市町村等とが連携し、共同調達・共同利用に向け取組をすることにより、義務教育諸学校等の ICT 環境整備と行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 会員が共同で取り組む ICT 環境整備に関する事業
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、次の者とする。

- (1) 県教育長、県義務教育課長
- (2) 県都市教育長会会長、県町村教育長会会長
- (3) 市町村の学校教育の推進を所管する課の長
- (4) 会長が必要と認める者

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- 2 会長は、県教育長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を総括する。
- 4 副会長は、県義務教育課長及び県都市教育長会会長及び県町村教育長会会長をもって充てる。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、副会長がその職務を代行する。

(協議会の開催)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会員をもって構成する。

- 2 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 3 会議は、会員の過半数の出席（委任状による代理出席を含む。）をもって成立し、その議決は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、会

議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

- 5 第3項の規定にかかわらず、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、可決する旨の議決があったものと見なす。

(検討部会)

第7条 会長は、第3条の所掌事項に係る専門的な検討を行うため、協議会に検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、部会長及び委員をもって構成し、部会長は委員の互選によって定める。
- 3 検討部会の委員は、協議会の会員とする。
- 4 検討部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長を務める。
- 5 部会長は、検討部会の運営上必要があると認めるときは、検討部会の会議に関係者の出席を求め、説明又は、意見を求めることができる。
- 6 検討部会の運営方法等については、部会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、新潟県教育庁義務教育課から構成する。
- 3 事務局には事務局長を置き、新潟県教育庁義務教育課参事をもって充てる。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会に運営に関し必要な事項は会長が定める。

第10条 協議会への参加状況について

- 2 施行日から以下の県及び29市町村が参加する。
新潟県、上越市、糸魚川市、妙高市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、燕市、南魚沼市、弥彦村、田上町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、新発田市、村上市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、阿賀町、関川村、粟島浦村、新潟市
- 3 令和4年12月12日に魚沼市が参加し、県及び県内全ての市町村が参加する。

付 則

この規約は、令和2年5月27日から施行する。

令和4年12月12日 一部追記